

○那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（抄）

平成20年3月28日

規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の施行に関し、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例(平成19年那覇市条例第25号)、地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)及び地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(令和2年那覇市条例第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

[中略]

（会計監査報告の作成）

第14条 法第35条第1項に規定する会計監査報告は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第4号において同じ。)が法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号アからウまでに掲げる意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報(正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び後発事象その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

(会計監査人の責務等)

第15条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 法人の役員は、会計監査人の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない。

[以下、省略]